

令和8年度 工作物石綿事前調査者講習のご案内

一般社団法人日本ボイラ協会石川支部

一般社団法人日本ボイラ協会は、工作物石綿事前調査者講習の講習機関として東京労働局に登録（登録番号 石 13-19）し、工作物石綿事前調査者を養成する講習を実施します。

当協会が実施する工作物石綿事前調査者講習は、東京都の協会本部事務所で対面による講習を行い、同時に協会各支部は、それぞれの道府県内に設ける会場に受講者を集め、本部からインターネットを通じて配信されるリアルタイムの画像と音声によるリモート講習を行う方式のものです。

1. 講習会場

金沢市異業種研修会館（金沢市打木町東 1400 番地）

2. 講習日

	講習日(サテライト方式)	定員	修了考査
第8回	令和8年6月4日(木)~5日(金)	28名	6月5日(金)
第9回	令和8年8月20日(木)~21日(金)	28名	8月21日(金)
第10回	令和8年12月10日(木)~11日(金)	28名	12月11日(金)

開場 9:00 受付 9:00~9:25 オリエンテーション 9:25~9:30 講習開始 9:30

3. 講習科目

	科目	時間	講習時間
1日目	工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	1時間	9:30~16:50 (昼休憩 45分)
	工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	1時間	
	石綿使用に係る工作物図面調査	4時間	

	科目	時間	講習時間
2日目	現場調査の実際と留意点	4時間	9:30~15:45
	工作物石綿事前調査報告書の作成	1時間	(昼休憩 60分)
	(実機での解説)	(30分)	(15:55~16:25)
	【修了考査】	1時間40分	17:00~18:40

4. 申込方法

- ①**受講申込書**に必要事項を記入し、②**受講資格を証明する書類**を添付して、③FAX(076-224-3219)又はメール(info@jba-ishikawa.org)にてお申し込みください。
- 受講資格を証明する書類のご提出がない場合は受付できませんので、ご注意ください。

5. 受講確認通知書及び請求書の送付

- 受講資格を確認後、受講確認通知書及び請求書を FAX 又はメールで送付しますので、受講料等を納付してください。
- 受講資格を証明する書類を提出してから1週間以上当協会から連絡がない場合は、FAX やメールが不達の可能性がありますので、石川支部(電話 076-263-9277)までお問い合わせください。

6. 受講料及びテキスト代

- **一般** 46,750 円(受講料 38,000 円+テキスト代 4,500 円+税 4,250 円)
- **会員事業場** 45,100 円(受講料 38,000 円+テキスト代 3,000 円+税 4,100 円)

7. 受講料等の支払い

- ・ 受講確認通知書を受け取ってから、受講日の1週間前までに、受講料等をお支払いください。
- ・ 講習日の1週間前までに受講料の支払いがない場合は、キャンセルしたものとして取り扱います。(お振込みの前にキャンセルする場合でも、必ずご連絡ください。)
- ・ 受講料のお支払いは、現金支払い(当支部事務所にご持参ください。)、現金書留、又は、口座振込でお願いします。
- ・ 口座振り込みの場合は、振込手数料はご負担ください。

振込口座：北國銀行 武蔵ヶ辻支店 普通預金 口座番号 109044

8. お振込み後のキャンセル、受講日の変更について

- ・ 講習初日の7日前から3営業日前までは、受講料の50%をキャンセル料として頂き、2営業日前からのキャンセルはその全額を頂きます。テキストの返品及び返金はできかねますのでご了承ください。
- ・ 受講者都合により受講できなくなった場合、受講日の変更は致しかねます。
- ・ 次回以降に変更をご希望の場合には、キャンセル扱いとなります。改めてお申し込みください。
- ・ キャンセルに伴います返金の振込手数料は受講者様負担となります。テキストの返品はお受けできません。ご入金済みの受講料からキャンセル料、テキスト代および振込手数料を差し引いた金額を返金いたします。キャンセル後にキャンセルの取り消しはできません。
- ・ 受講者の交代は講習初日3営業日前まで可能です。ただし、講習日前日15時までに、当協会が受講資格を確認できなかった場合はキャンセルとさせていただきますのでご了承ください。
- ・ 講習日当日の欠席はキャンセル扱いとなります。欠席の際は必ずご連絡ください。

9. 受講票とテキストの送付

- ・ 受講料のお振込みの確認後、受講票とテキストを送付します。
- ・ 送料は当協会が負担します。

10. 学科講習(2日間 11時間)

- ・ 修了証に貼付する**証明写真(3cm×2.4cm 運転免許証サイズ)**をご用意ください。

証明写真裏面に受付番号・氏名を記入し、**受講初日**にご提出ください。

- ・ 受付の際は、**受講票**と、**写真付きの身分証**を必ずご提示ください。
お忘れになりますと、受講や修了考査の受験ができませんのでご注意ください。
※当日欠席される場合は必ずご連絡ください。

11. 修了考査

- ・ 遅刻や途中退席なく、全講習科目をすべて受講した方のみ、修了考査を受験できます。
- ・ 可否については修了考査から1週間以内にメールにてご連絡いたします。
 - 合格 ⇒ 修了証明書送付
 - 不合格 ⇒ 受講証明書(未修了者用)送付

12. 修了考査 再受験

- ・ 修了考査に不合格だった場合、再受験の機会をご用意します。
- ・ お電話・メールにてお問い合わせの上、メール又はFAXでお申し込みください。

電子メール：info@jba-ishikawa.org TEL : 076-263-9277 FAX : 076-224-3219

- ・ 再受験料 5,500円 税込(口座振込：振込手数料はご負担下さい。)

受講資格・証明書類の例

区分	受講資格	受講資格を証明する書類の例
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる 石綿作業主任者技能講習 を修了した者	石綿作業主任者技能講習 修了証 の写し
②	学校教育法による 大学 (短期大学を除く。)において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	(1)大学の工学科 卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 2年以上の職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
③	学校教育法による 短期大学 (修業年限が3年であるものに限る、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 (夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。)、工作物に関して 3年以上の実務の経験 を有する者	(1)修業年限3年の短期大学の工学科 卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 3年以上の職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
④	学校教育法による 短期大学 (同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は 高等専門学校 において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 4年以上の実務の経験 を有する者(③に該当する者を除く。)	(1)短期大学、専門職大学、又は高等専門学校の工学科 卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 4年以上の職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
⑤	学校教育法による 高等学校又は中等教育学校 において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 7年以上の実務の経験 を有する者	(1)高等学校の工学科 卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 7年以上の職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
⑥	工作物に関して 11年以上の実務の経験 を有する者	工作物に関して 11年以上の実務経験 があることを、事業場の責任者が証明する 職務内容証明書
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成 17年法律第108号)による 改正前 の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる 特定化学物質等作業主任者技能講習 を修了した者で、 工作物石綿事前調査 に関して 5年以上の実務の経験 を有する者	(1)平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の 修了証 の写し (2)工作物石綿事前調査の実務経験(※) 5年以上の職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
⑧	建築行政 に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2年以上の職務内容証明書
⑨	環境行政 (石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2年以上の職務内容証明書
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の 産業安全専門官 若しくは 労働衛生専門官 又は同項の 産業安全専門官 若しくは 労働衛生専門官 であった者	職務内容証明書
⑪	労働基準監督官 として 2年以上 その職務に従事した経験を有する者	実務経験 2年以上の職務内容証明書

※⑦の工作物石綿事前調査の実務経験：工作物石綿事前調査者の補助の業務など